

一般社団法人日本ろう者テニス協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|---------------------------------|--|--------|---|--|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証憑書類 |
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | | <p>(1) 中長期基本計画は4年間（～2025）及び8年間（～2029）で策定し、2021.3～5の理事会で確認、2021.6～の実施を予定している。</p> <p>2022年に創立20周年を迎えるに当たり、改めて理念・ビジョンの見直しを図る。</p> <p>中期計画の骨子としては、2025年日本で開催候補としているデフリンピックをはじめ、日本ろう者スポーツ団体相互の連携と融和をはかるとともに、会員の競技力及び知識の向上と親睦交流を発展させることを目的とする。テニスを楽しめる生涯スポーツとして</p> <p>(1) ろう者テニスの普及の促進 (2) ろう者テニス愛好者の拡大と競技力向上 (3) テニスの普及・発展をはかる為の各種講習会の開催 (4) C I S S（国際ろう者スポーツ連盟）の事業への協力 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>※新型コロナウイルスの状況により開催しない、もしくは規模縮小する場合がある。</p> <p>なお以下を、指標や目標としていく予定である。</p> <p>目標 ○賛助会員制度の導入 ○世界大会、アジア大会等における成績 体制 ○役員体制の任免の基標準化 ○財務基盤の安定等</p> | (協会HP) 事業計画 収支予算 事業報告 収支決算 財務諸表 |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | | <p>(2) 当協会の役員は本業の仕事をしながら協会業務を無報酬で兼業している状態である。財政状況からも専門の職員の雇用は厳しい。その為、業務を分担するなど、特に若い世代からも積極的に参加しやすく、協力を得られるように体制を構築していく。</p> <p>事務局は少人数での効率的な運営を目指していく。また専門家のアドバイスを受けられる体制整備をしていく。</p> | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|---------------------------------------|--|--------|---|------------------------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証書類 |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | | (3) 年度ごとに事業計画、収支予算、事業報告、収支決算を作成し、理事会および総会の承認を得ている。 月次ごとに税理士と監事の監査を受けている。 財務諸表のHPにて公表は、総会の承認後の一ヵ月以内に実施。 | (協会HP) 事業報告 財務諸表 |
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | | (1) 組織の役員 ① 現在の理事は4名<女性理事は2名50%>なお、監事2名は男女である。性別その他の要素を勘案したバランスのとれた構成とすることを定めている。今後も役員改選時も引き続き、女性理事の割合40%以上の維持に努める。協会の経済面と適切な人材であることを考慮しながら、今後の課題として外部理事を入れることを検討していく。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|---------------------------------------|---|--------|---|---------------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証書類 |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること | | 当協会には評議員会はなく、この項目は該当しない。 | |
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | | 当協会は強化事業委員会を設置している。 理事と強化部のメンバーで議論の場を設け、強化合宿・一般企画にて得た強化選手・一般会員の意見を展開し、当協会の運営に反映させるよう努めている。 2022年度から、2025夏季デフリンピック準備委員会と選手委員会を設置。（選手委員会は男女各1名） | 役員名簿 役員組織図 |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | | 当協定会款第23条により (1) 理事 3人以上5人以内 (2) 監事 2人以内 と定めている。 当協会の会員数に鑑み、適正な規模と判断している。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|---------------------------------------|---|--------|--|-----|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証書類 |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | | 役員 の 就任時の年齢については現在、設けていない。2021年社員総会時(2021年6月)に理事の就任時の年齢は、70歳未満とする年齢制限を設ける。ただし、知識、経験、実績、能力等において他に代わ 得 るものがないと、判断した理事については、75歳未満までとする。 なお、現在は理事(4名) 監事(2名)中、70歳以上の就任無し | |
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数 の 上限を設けること | | 理事 の 選任については定款第27条に記載しているが、理事の在任年数の制限と再任回数 の 条件は設けていない。 2022年度末迄に定款を変更し、役員 の 在任期間を定める。 但し、テニス に 興味のある聴覚障がい者が限られている事により、10年基準を適用すると、新たに選任する理事が見つからなく組織運営に大きく支障が出る可能性が高い。 よって、理事選任に関する規程に当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、10年以上超えても在任できる事項を検討する。 | 定款 |
| | | | | 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|---------------------------------------|---|--------|---|----------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証書類 |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | | 現在は役員選考委員会は設置していない。 今後、役員選考委員会の設置を検討していく。 | |
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | | 協会及び役員が法令を遵守するためのガイドラインはあるが規程はない。 今後、協会及びその役職員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を早急に作成する。 | 倫理ガイドライン |
| 12 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか | | 入退会及び会費等に関する規程、社員総会規程、理事会規程、専門部会設置規程等、法人の運営に必要な一般的な規程は、定款及び運営規則に整備し、HPで開示している。今後、組織運営等に必要な規程の制定は順次作成していく。 | |
| 13 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | | 規程を設けてないが、今後、作成していく。 ①個人情報に関する保護規程 ②苦情処理規程 | |
| 14 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか | | 現状、役員の報酬は無報酬としている。 今後、経費規程等、組織運営に必要な規程を適宜作成していく。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|-----------------------------|--|--------|---|--------------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証憑書類 |
| 15 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | | 基本的に寄付金についてはHPで開示していない。今後、法人財産と組織運営等必要な規程の見直しは適宜行っていく。 | |
| 16 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | | 定款に基づき会費や協賛金収入を理事会で毎年確認をし、社員総会で承認を行っている。 今後、組織運営に会費規程・会員登録規程等、必要規程を作成する。 | |
| 17 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること | | 2021年度に国際大会代表選手選考規程を作成した。 | 国際大会代表選手選考規程 |
| 18 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること | | 現在は当協会主催の大会では都道府県テニス協会に審判員の派遣を依頼している。 よって都道府県テニス協会が審判員を選抜しているので、今後は審判員の公平かつ公正な選考の為に都道府県テニス協会の方々々と協議し、どういった審判員を選考するべきか検討していく。 | |
| 19 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること | | 現在、契約していない。今後、弁護士と相談するルートの確保を進めていく。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|---------------------------------|---|--------|---|-----------------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証憑書類 |
| 20 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | | 現在、コンプライアンス規程に則って理事が対応している。 また、理事長・事務局長・監事・各地域協会の会長から構成される懲罰委員会を設置している。今後、懲罰委員の役割を踏まえてコンプライアンス委員会の設置を検討する。 | 行動規範・コンプライアンス規程 |
| 21 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること | | 現在、コンプライアンス委員会はない。今後、必要に応じて弁護士と相談できるルートを確保していく。 | 行動規範・コンプライアンス規程 |
| 22 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | | 理事会等の機会にコンプライアンス研修の時間を設けて、教育を実施している。なお、傘下の東日本、東海、西日本ブロックも、研修会を実施していく。 | 行動規範・コンプライアンス規程 |
| | [原則5] コンプライアンス強化の | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施する | | 強化指定選手や指導者には強化合宿時にコンプライアンス教育を実施している。年2回程度の暴力、体罰、ドーピング、日常生活について加えて教育も実施していく。 | 行動規範・コンプライアンス規程 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|---------------------------------|---|--------|--|---------------------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証憑書類 |
| 23 | ための教育を実施すべきである | こと | | 2022年度強化合宿における危機管理方針に関する同意書を作成し、選手とスタッフの健康と安全確保に務めていく。 | 危機管理方針に関する説明書および同意書 |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | | 当協会主催の大会では日本・各都道府県テニス協会の審判員に担当して頂いている為、各都道府県テニス協会の審判員向け研修に委ねている。 今後、当協会の審判員向けのコンプライアンス規程を作成し、審判員を担当して頂くにあたり、規程の展開をするよう対応していく。 | |
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | | 税理士と契約し、税務、会計の適正処理のアドバイスを受けている。 法律・法務等についても、弁護士と相談をし、ガバナンスの整備について指導を受けるとともに相談内容に応じて弁護士に相談できるルートを確保している。 | 税理士事務所との業務委託契約 |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|--------------------------|--|--------|---|--------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証書類 |
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | | 定款内にて資産及び会計の規程を整備し、公正な会計原則を順守している。 なお、財務・経理の日常処理は、適切にかつ公正な会計原則を順守できるよう、事務局では複数チェック体制としている。 監事は年1回の計算書類等を含めた会計監査を行う体制としている。又、税理士と契約し、毎年の独立監査の他様々な相談にのってもらっている。 | 職務分掌規程 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | | 国庫補助金等の利用に関しては、日本スポーツ振興センター及び日本障がい者スポーツ協会のガイドラインに沿って遵守している。 | |
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | | 財務情報等については、通常総会にて承認後にHPにて公開する。 現在、税理士と財務処理の計画を進めている。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|------------------------|---|--------|---|----------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証書類 |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | | ナショナルチーム及び強化指定選手選考会については、当協会HPにて開示している。 但し明確な規程が無い為、選手選考規程と大会ごとの選手選考基準について今後作成し、HPに開示する。 | |
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | | ガバナンスコード遵守状況については、今後当協会 HP にて2021年度から開示していく。 改正後、更新する。 | ガバナンスコード |
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | | 利益相反が生じないように理事会で事業管理を行っている。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|------------------------|---------------------|--------|---|-----|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証書類 |
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | | 利益相反ポリシーは未作成である。今後、作成を検討する。 | |
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | | 通報制度は、現在は設けていない。 当協会のHPにメールアドレスを記載し、通報窓口を用意しているが、通報を受けた後の対応について規程がない為、今後、理事会で検討していく。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|---------------------|---|--------|------|-----|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証書類 |
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | | 同上 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|----------------------|---|--------|---|------------------------------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証憑書類 |
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | | 懲罰制度はナショナルチーム及び強化指定選手に限定し適用している。 役職・会員に対する懲罰制度は今後理事会で検討していく。 | 強化事業委員会規程 行動規範・コンプライアンス規程 |
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | | 今後、中立性及び専門性を有する外部の見解を仰いだ上で最終的に理事会で処分を行うことを検討していく。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|---|---|--------|---|-----|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証書類 |
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | | 今後、倫理規程等に日本スポーツ仲裁機構の利用についての記載を追加することを検討する。 | |
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | | 協会において処分事例はないが、今後、処分に関して日本スポーツ仲裁機構を利用可能であることを処分対象者に書面で通知する事を策定する。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|--------------------------------|--|--------|--|----------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証憑書類 |
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | | 現在、協会内では危機管理マニュアルは未策定。今後、協会で理事や関係者と議論していき、危機管理マニュアルを作成する。 | 倫理ガイドライン |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | | 過去において、大きな不祥事は発生していない。今後、不祥事が発生した場合、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止策など盛り込んだ危機管理マニュアルを作成していく。 | |
| | [原則12] 危機管理及び不祥事対応 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置す | | 危機管理及び不祥事対応の体制については今後検討していく。 | |

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | NF記入欄 | | |
|--------------|--|--|--------|--|------|
| | | | 自己チェック | 自己説明 | 証憑書類 |
| 41 | 体制を構築すべきである。 | <p>る場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること</p> <p>※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施</p> | | | |
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | | 今後、地方ブロック協会に指導・助言・支援をどのような形で行っていか検討していく。 | |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | | ガバナンス・コンプライアンス等の研修を行う際に、地方ブロック協会にも案内し、指導・支援に努めていく。 | |